

答弁書第一六号

内閣参質一四七第一六号

平成十二年四月十四日

内閣総理大臣 森 喜 朗

参議院議長 斎藤 十 朗 殿

参議院議員福島瑞穂君提出外国人の收容に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島瑞穂君提出外国人の收容に関する質問に対する答弁書

一の1について

お尋ねの收容期間が六月未満の者三十二人及び六月以上三年未満の者一人について、その年齢（当時）の内訳は、十九歳の者十一人、十八歳の者九人、十七歳の者五人、十六歳の者六人、十五歳の者一人及び十四歳の者一人である。

退去強制手続は身柄を收容して進めることとされているところ、これは二十歳未満の者であっても例外ではなく、被退去強制者を直ちに本邦外に送還することができないときは、その送還を確実に実施するために身柄を確保するとともに、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）において定められた在留資格制度から生ずる被退去強制者の本邦における在留活動を禁止する目的から收容することとなり、お尋ねの三十三人についても、このような目的から收容したものである。

なお、これらの者の中には、收容時において小学校、中学校及び高等学校に在籍していた者は含まれていない。

一の2について

お尋ねの收容期間が六月未満の者二人について、その年齢（当時）の内訳は、六十九歳の者一人及び六十歳の者一人である。

退去強制手続は身柄を收容して進めることとされているところ、これは六十歳以上の者であっても例外ではなく、被退去強制者を直ちに本邦外に送還することができないときは、その送還を確実に実施するために身柄を確保するとともに、入管法において定められた在留資格制度から生ずる被退去強制者の本邦における在留活動を禁止する目的から收容することとなり、お尋ねの二人についても、このような目的から收容したものである。

一の3について

お尋ねの二十歳未満の者及び六十歳以上の者を含め、被收容者については、必要に応じて医師の診療を受けさせるなど健康状態に十分留意しているほか、特に二十歳未満の者については、その親と同性の場合には同室に收容し、その親と性が異なる場合であっても、保護又は看護のため必要があると認めるときは同室に收容するなど、人権に配慮した処遇に努めている。

一の4の①について

「帰国用旅券がない」場合以外の「送還の条件が整っていない」場合としては、例えば、被退去強制者が、自らの負担により、自ら本邦を退去しようとしているが、そのための費用が準備できていない場合がある。

帰国用旅券がない場合については、我が国にある当該被退去強制者の国籍国の大使館又は領事館等に対して、早期に旅券を発給するよう依頼している。

自費出国のための費用が準備できていない場合については、当該被退去強制者に対して、早期に費用を準備するよう促しているが、自費出国による退去が不可能と判断された場合には、国費により送還することとなる。

一の4の②について

お尋ねの「国籍国と送還について協議中の者」七人については、いずれも国籍国が送還に反対の意思を表明しているが、その具体的理由を明らかにすることについては、当該国籍国との信頼関係が損なわれるおそれ及び当該国籍国との交渉上不利益を被るおそれがあるため、答弁を差し控えさせていただきます。

一の4の③について

お尋ねの「国際機関と送還について協議中の者」四人については、いずれも自らが難民である旨主張している。

二の1について

平成十一年の一年間において二十歳未満の者を新たに収容した事実はある。

二の2について

平成十一年の一年間において新たに収容した二十歳未満の者の人数は五百五十八人であり、その国籍別人数、年齢別人数、男女別人数及び平成十二年三月十四日までの収容期間別人数は、別表一から別表四までのとおりである。

二の3について

退去強制手続は身柄を収容して進めることとされているところ、これは二十歳未満の者であっても例外ではなく、收容令書による收容は、退去強制手続において、退去強制事由に該当すると思料される外国人の出頭を確保して容疑事実の有無についての審査を円滑に行い、最終的に退去強制の処分が確定したとき

にその者の送還を確実に実施するため、その身柄を確保することを目的とするものであり、退去強制令書による收容は、直ちに本邦外に送還することができないときに、被退去強制者の送還を確実に実施するために身柄を確保するとともに、入管法において定められた在留資格制度から生ずる被退去強制者の本邦における在留活動を禁止することを目的とするものであり、お尋ねの五百五十八人についても、このような目的から收容したものであるが、個々の事例ごとに收容の具体的理由と必要性を明らかにすることについては、特定の個人が識別され、個人の権利利益が害されるおそれ等があるため、答弁を差し控えさせていただきます。

なお、收容令書又は退去強制令書の執行に際しては、年齢、健康状態等にかんがみ、人道的配慮を要する場合には、仮放免を許可するなど、人権保障の観点にも十分配慮した運用を行っている。

また、児童の権利に関する条約（平成六年条約第二号。以下「条約」という。）第三十七条(b)に規定する「逮捕、抑留又は拘禁」とは、刑罰法規に違反したことを理由として自由をはく奪することを指している」と解され、入国者收容所等に收容することはこれには含まれないと解される。

二の4について

被收容者処遇規則（昭和五十六年法務省令第五十九号）第五条の規定により、男子と女子とは、分離して收容しなければならぬとされており、原則として、家族であっても男子と女子とは分離して收容することとなるが、同条ただし書の規定により、收容施設の長が被收容者の保護又は看護のため必要があると認めるときは、この限りでないとされており、保護又は看護を必要とする二十歳未満の者については、その親と性が異なっても同室に收容することとしている。

家族を分離して收容した場合には、例えば日中は異性の親と同室させるなどしている。

なお、条約第三十七条(c)に規定する「自由を奪われたすべての児童」とは、刑罰法規に違反したことを理由として自由をはく奪された児童を指していると解され、入国者收容所等に收容された児童はこれには含まれないと解される。

二の5について

收容施設の管理運営上可能な範囲内で、親と同室に收容した二十歳未満の者については、他の成人被收容者とは別の居室に收容するよう心掛けているほか、それ以外の二十歳未満の者については、親以外の成人被收容者との分離收容は行っていないものの、他の成人被收容者からの悪影響ができる限り及ばないよ

う居室の割り振り等に配慮している。

なお、条約第三十七条(c)に規定する「自由を奪われたすべての児童」には、入国者収容所等に収容された児童は含まれないと解されることについては、二の4について述べたとおりである。

二の6について

二十歳未満の者、特に乳幼児に対する処遇については、常に体調の変化等に留意し、必要に応じて医師の診療を受けさせるなど健康状態に十分留意しているほか、入浴の機会を増やしたり、紙おむつを支給するなど衛生保持に配慮し、また、給与する糧食についてもミルクや乳幼児用の糧食を特別に用意するなど、種々の配慮を行っている。

二の7について

小学校、中学校及び高等学校に在籍している者を収容した場合には、教育機関等への連絡を義務付ける規定はないものの、本人又は本人の保護者から連絡しないよう要望がある場合を除き、在籍中の学校へ連絡するよう配慮している。

別表一（国籍別人数）

国籍	收容人数
中国	二八五人
フィリピン	八四人
韓国	六九人
タイ	三六人
コロンビア	一七人
ペルー	一人
パキスタン	九人
バングラデシュ	七人
インド	六人
ルーマニア	六人
スリ・ランカ	五人

国籍	收容人数
トルコ	四人
マレーシア	四人
インドネシア	四人
ブラジル	三人
ボリヴィア	二人
ヴェトナム	一人
イラン	一人
イスラエル	一人
ロシア	一人
キルギス	一人
ナイジェリア	一人

国籍	收容人数
合計	五五八人

別表二（年齢別人数）

年 齡 別	収容人数
五 歳 未 満	一〇四人
五歳以上一〇歳未満	四〇人
一〇歳以上一五歳未満	三五人
一 五 歳 以 上	三七九人
合 計	五五八人

別表三（男女別人数）

性 別	収容人数
男	三〇〇人
女	二五八人
合 計	五五八人

別表四（収容期間別人数）

収容期間別	収容人数
一日以上一〇日未満	二七七人
一〇日以上五〇日未満	一六二人
五〇日以上一〇〇日未満	七七人
一〇〇日以上一五〇日未満	三一人
一五〇日以上二〇〇日未満	一一人
合計	五五八人